

所得税、消費税の確定申告書の作成は 国税庁ホームページが便利です

<http://www.nta.go.jp>

※ご自宅のパソコンで作成した申告書を税務署へ提出できます

国税庁のホームページに「確定申告書等作成コーナー」があります。このコーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力することにより、所得税や消費税に関する申告書を作成することができます。

作成した申告書は、印刷して税務署に提出することができます（郵送可）ので、申告会場へでかける手間がはぶけ便利です。また、各種申告書等の様式や、申告書に添付することとされている主な明細書等の様式をダウンロードすることもできます。



例えば、こんな方の申告に便利です。

- ◇年金を受給されている方
- ◇給与と所得があり年末調整をされていない方
- ◇医療費控除を申告される方
- ◇住宅借入金等特別控除を申告される方

イータックス

e-Tax（国税電子申告・納税システム）



e-Taxは、あらかじめ開始届出書を提出し、登録しておけば、インターネットで所得税や消費税に関する申告、納税などの手続きができる便利なシステムです。税務署や金融機関に行かなくても、自宅で手続きを済ませることができます。

◇利用するにあたって必要なもの

- (1) パソコンとインターネットが利用できる環境
- (2) 電子署名用の電子証明書
- (3) 電子証明書がICカードで発行されている場合は、ICカードリーダーライター

※ 電子証明書の取得方法については、下記の窓口にお問い合わせください。

役場住民生活課住民係 ☎286-3111（内線111、112、113）

◇詳細な情報については、次のホームページをご覧ください。

e-Tax(国税電子申告・納税システム)<http://www.e-tax.nta.go.jp>

申告用 国民健康保険税納付確認書をお送りします

あなたが納められた国民健康保険税は、年末調整や確定申告の際に申告されますと、所得控除（社会保険料控除）の対象となります。

そこで、本年中（12月まで）に国民健康保険税を納められた世帯主に対し、「国民健康保険税納付確認書」を、年明け1月下旬にお送りします。

早めにこの確認書が必要な方については、役場税務課窓口で発行しますので、12月中に納付された分の領収書をご持参ください。

なお、窓口での交付につきましては、個人情報保護のため「納税義務者」「納税義務者と同一世帯の方」または「納税義務者の委任状をお持ちの方」をその対象とさせていただきます。

問い合わせ先 役場税務課住民税係 ☎286-3111（内線355、141、142）